

事 務 連 絡
平成 28 年 12 月 12 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

国民年金保険料、厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料及び
子ども・子育て拠出金等に係る延滞金の割合の特例について

標記について、平成 28 年 12 月 12 日付け年管管発 1212 第 1 号により日本年金機構事業企画部門担当理事あて通知を発出しましたので、お知らせいたします。

年管管発1212第1号
平成28年12月12日

日本年金機構事業企画部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

国民年金保険料、厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料及び子ども・子育て拠出金等に係る延滞金の割合の特例について

国民年金保険料、厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料及び子ども・子育て拠出金等に係る延滞金の割合については、国民年金法（昭和34年法律第141号）附則第9条の2の5、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第17条の14、健康保険法（大正11年法律第70号）附則第9条及び船員保険法（昭和14年法律第73号）附則第10条の規定による延滞金の割合の特例により、当分の間、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定に基づくこととされており、同項に規定する財務大臣が告示する割合については、平成28年12月12日付け財務省告示第362号において0.7パーセントとされたため、平成29年における特例基準割合は1.7パーセントとなる。このため、平成29年1月1日以降の延滞金の割合について、納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については年2.7パーセントとし、納期限の翌日から3月を経過する日の翌日以後については年9.0パーセントとするので遺漏のないよう取り扱われたい。